

学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて

～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～

(報告案)

令和2年12月

学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議

はじめに

○ 学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、障害のある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要があり、災害時の避難所など地域のコミュニティの拠点としての役割も果たすことから、バリアフリー化を一層進めていく必要がある。

○ 近年では、障害の有無や性別、国籍の違い等に関わらず、共に育つことを基本理念として、物理的・心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくことが求められており、学校においても、障害等の有無に関わらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していく必要がある。

○ バリアフリー化を進めていく上で押さえるべき重要な社会的動向として、これまでに「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの関連法の整備が進められるとともに、「障害者の権利に関する条約」が批准されたことに伴い、国・地方公共団体等や事業者による合理的配慮を提供することや、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、障害のある児童生徒等の教育環境を充実させていくことが求められている状況にある。また、令和2年5月、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）の一部改正により、建築物移動等円滑化基準（以下「バリアフリー基準」という。）の適合義務の対象となる特別特定建築物として、公立の小中学校等が新たに位置付けられるとともに、既存の当該建築物についても同基準の適合の努力義務が課せられることとなることから、学校施設のバリアフリー化を一層加速していく必要性が高まっている。

○ このような状況を踏まえ、令和2年7月に文部科学省に「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」が設置され、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等を加速していくための方策等について集中的な検討がなされ、同年9月には緊急提言を取りまとめた。また、その後、本会議において、学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案とあわせ、今後5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標についても検討を行い、今般、報告書として取りまとめたところである。

○ 今後、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化が着実かつ迅速に推進されるよう、文部科学省においては、本報告を踏まえて、速やかに学校施設バリアフリー化推進指針を改訂するとともに、国としての整備目標を設定し、財政支援の充実を図るなど、学校施設のバリアフリー化を力強く推進していくことを期待したい。

令和2年12月

学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議 主査 高橋 儀平

目 次

第 1 部 学校施設のバリアフリー化の加速に向けた推進方策等

第 1 章 学校施設のバリアフリー化の現状と課題等

1. 学校施設におけるバリアフリー化の加速が必要となる背景等
 - (1) インクルーシブ教育システムの構築の視点
 - (2) 災害時の避難所等地域コミュニティの拠点の視点
 - (3) バリアフリー法の改正
2. 学校施設のバリアフリー化に関するこれまでの取組
3. 学校施設のバリアフリー化に関する現状と課題

第 2 章 学校施設におけるバリアフリー化推進の基本的な考え方と推進方策

1. 学校施設のバリアフリー化推進の基本的な考え方
2. 学校施設のバリアフリー化の推進に係る方策
 - (1) 国における方策
 - ①バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定・周知と進捗状況の公表
 - ②学校施設バリアフリー化推進指針及び学校施設整備指針の改訂
 - ③学校施設のバリアフリー化に関する支援の充実
 - ④学校施設のバリアフリー化推進のための普及啓発や技術的支援
 - ⑤学校施設の周辺も含めた面的・一体的なバリアフリー化の推進
 - ⑥学校における心のバリアフリーの推進
 - (2) 学校設置者等における方策
 - ①バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定・周知と進捗状況の公表
 - ②学校施設の計画的なバリアフリー化等
 - ③都道府県におけるバリアフリー化推進のための支援

第 2 部 学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案

第 1 章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

- 1 学校施設のバリアフリー化等の視点
 - (1) 障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮
 - (2) 学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮
 - (3) 運営面でのサポート体制等との連携を考慮
 - (4) 地域住民の学校教育への参加と生涯学習の場としての利用を考慮
 - (5) 災害時の応急避難場所となることを考慮

- 2 既存学校施設のバリアフリー化の推進
 - (1) 関係者の参画と理解・合意の形成
 - (2) バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定
 - (3) 計画的なバリアフリー化に関する整備の実施

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

- 1 計画・設計上の基本的留意事項
- 2 わかりやすく、円滑に建物に至ることができる配置計画
- 3 わかりやすく、快適に動きやすい平面計画
- 4 使いやすく、安全で快適な各室計画

第3部 学校施設のバリアフリー化に関する整備目標案 (新規追加)

- 1 整備目標案の検討の前提
- 2 整備目標案の設定の考え方等
 - (1) 将来的に目指す姿
 - (2) 令和7年度末の整備目標
 - (3) 個別の目標設定の考え方
 - ①車椅子使用者用トイレ
 - ②スロープ等の段差解消
 - ③エレベーター

第1部 学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けた推進方策等

第1章 学校施設におけるバリアフリー化の現状と課題等

1. 学校施設におけるバリアフリー化の加速が必要となる背景等

(1) インクルーシブ教育システム¹の構築の視点

- 学校は、子供たちにとって未来の社会に向けた準備段階として学びを深める場であるとともに、現実の社会との関わりの中で、毎日の生活を築き上げていく場でもある。
近年では、障害、性別、国籍、経済上の理由などにかかわらず、「共に育つ」ことを基本理念として、物理的・心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境の整備が求められており²、学校においても、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していく必要がある。
- また、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの関連法の整備が進められたことや、「障害者の権利に関する条約」が批准されたことに伴い³、国・地方公共団体等や事業者による合理的配慮を提供することや、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、**障害のある児童生徒等の教育環境を充実特別支援教育を進展**させていくことが求められている。
- さらに、近年、少子化の影響により児童生徒数が減少傾向にある中で、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導を受ける児童生徒の数は増加傾向にあり⁴、公立小中学校等の約8割に特別支援学級が設置されている。また、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒**等**が増加⁵しており、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断される児童生徒が小中学校の特別支援学級や通常の学級など、特別支援学校以外の学校においても在籍するようになってきている⁶。

¹ 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。(障害者の権利に関する条約第24条による)

² 障害者の権利に関する条約、SDGs(持続可能な開発目標、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと)等において、このような考え方が示されている。

³ 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月ユニバーサルデザイン関係閣僚会議)においても、心のバリアフリーに必要なことの一つとして「障害の社会モデル」を理解することが挙げられている。

⁴ 公立小中学校等において特別支援学級に在籍する児童生徒数は、平成19年から29年の10年間で約2倍に増加している。また、公立小中学校等において通級による指導を受けている児童生徒数は、平成19年から29年の10年間で2倍以上に増加している(学校基本調査)。

⁵ 公立小中学校等に通う医療的ケアが必要な児童生徒は、平成27年から令和元年の5年間で約1.4倍に増加している(学校における医療的ケアに関する実態調査)。

⁶ 学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の指定された就学先を調査した結果によると、約7割が公立特別支援学校に、約3割が公立小学校に就学している。また、公立小学校に就学した当該児童について、約9割が特別支援学級に、約1割が通常の学級に在籍している(平成29年度、文部科学省調査)。

- 加えて、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止や、合理的配慮の提供の義務について規定されたこと等を踏まえ、障害のある教職員が働きやすい環境整備を進めていく必要がある。

(2) 災害時の避難所等地域コミュニティの拠点の視点

- 学校施設は、公立小中学校等の9割以上が災害時の避難所に指定⁷されており、災害時には地域の高齢者や障害者等も含め、不特定多数の方々が利用することが想定されることから、学校施設が避難所としての役割を十分に果たしていくためにも、学校施設のバリアフリー化も含め、避難所としての防災機能を一層強化していくことが必要である。
- とりわけ、近年、気候変動等の影響により、地震のみならず、台風や集中豪雨等の発生など、災害が多様化・頻発化・激甚化しており、予め災害に対する安全性を確保することはもとより、災害時の適切な避難経路を確保し、良好な避難生活を送ることができる学校施設を整備していくことは、災害の多い我が国の将来になくてはならないものである。⁸
- また、障害のある保護者や地域住民等の学校訪問等への配慮はもとより、これからの時代に必要となる資質・能力の育成や、地域とともにある学校づくり等を進めていくため、学校と地域が相互に連携・協働していくことが求められており、学校は、新学習指導要領に盛り込まれた「社会に開かれた教育課程」の実現や、生涯学習・地域コミュニティの拠点としての役割を果たしていく必要がある。

(3) バリアフリー法の改正

- 令和2年5月に「**バリアフリー法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」**」の一部が改正されるとともに、同年10月に同法施行令の一部が改正され、一定規模以上の新築等を行う場合に「**バリアフリー基準建築物移動等円滑化基準**」への適合義務の対象となる**施設（特別特定建築物）**に公立小中学校等が新たに位置付けられた。令和3年4月以降に新築等される公立小中学校等については、改正後の法令への対応が必要となり、既存の当該建築物についてもバリアフリー基準適合の努力義務が課せられることとなる。
- また、改正法の附帯決議には、設置主体や規模に関わらず、全ての学校施設のバリア

⁷ 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく「避難所」を含む（文部科学省調査、**令和2平成31年5-4月**1日現在）。

⁸ 新型コロナウイルス感染症の拡大のおそれがある中での避難所の開設については、これらの他にも感染症対策に万全を期すことが重要であり、内閣府等により十分なスペースの確保や、避難所全体のレイアウト・動線等について助言が行われているところである。

内閣府・防災情報に係る HP：<http://www.bousai.go.jp/>

フリー整備を推進することや、既存の学校施設であっても、数値目標を示し、バリアフリー化を積極的に進めることが盛り込まれたところであり、改正法の趣旨等を踏まえ、今後、公立小中学校等をはじめとして、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化を一層加速していく必要がある。

2. 学校施設におけるバリアフリー化に関するこれまでの取組

- 平成15年の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)の改正において、新築等を行う場合にバリアフリー基準への適合努力義務の対象となる施設(特定建築物)に学校施設が新たに位置付けられたことを踏まえ、文部科学省では、学校施設のバリアフリー化等推進の基本的な考え方を示した「学校施設バリアフリー化推進指針」(平成16年3月)を策定するとともに、具体的な設計手法の事例集として「学校施設のバリアフリー化等に関する事例集」(平成17年3月)を、学校施設の計画的・合理的なバリアフリー化の整備計画のポイントを整理した「学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集」(平成19年6月)を取りまとめている。
- また、文部科学省では、小学校、中学校などの学校種別ごとに、学校施設整備の基本方針及び計画・設計上の留意点を「学校施設整備指針」として示しており、平成19年には特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方や、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述などを充実したほか、平成26年には、東日本大震災において顕在化した課題などに対応するため、避難所としての防災機能の強化などに関する記述を充実している。
- さらに、平成30年には、避難所となる学校施設に関する学校設置者の理解や取組を促進するため、近年の災害で避難所となった学校施設で聞かれた避難者の声や、避難所となる学校施設のバリアフリー化の重要事項などを事例で分かりやすく解説した取組事例集を取りまとめている。
- 公立及び私立学校施設については、バリアフリー化を行う際の必要な経費の一部を国庫補助の対象としているほか、国立学校施設についても、新築、改修等の事業に併せて、バリアフリー対策を実施している。

3. 学校施設におけるバリアフリー化に関する現状と課題

- 文部科学省調査によると、近年、新築や増築等を実施した一定規模(2,000㎡以上)の公立小中学校等のうち、エレベーター、多機能トイレ、スロープのいずれも整備している施設は約9割となっている。

○ 他方、バリアフリー法の改正を踏まえて文部科学省が実施した「公立小中学校施設におけるバリアフリー化の状況調査」(速報値、令和2年5月1日時点、参考資料参照)によると、公立小中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む。本調査においては「公立小中学校」と表記。以下同じ。)の校舎については、車椅子使用者用トイレの整備割合は65.0%、スロープ等による段差解消(門から建物の前まで)の割合は78.3%、スロープ等による段差解消(昇降口・玄関等から教室等まで)の割合は57.2%、エレベーター⁹の整備割合は27.1%となっている。

また、同調査によると、公立小中学校の屋内運動場については、車椅子使用者用トイレの整備割合は36.8%、スロープ等による段差解消(門から建物の前まで)の割合は74.2%、スロープ等による段差解消(昇降口・玄関等から教室等まで)の割合は56.9%、エレベーター¹⁰の整備割合は66.0%となっている。

さらに、同調査においては、円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍する学校におけるバリアフリー化の状況、避難所に指定されている学校におけるバリアフリー化の状況等についても調査しているが、既存施設のバリアフリー化の状況として、多様な児童生徒や教職員、保護者、地域の方々等が円滑かつ安全・安心して利用する上で必ずしも十分に整備されているとは言い難いものであることから、既存施設のバリアフリー化を一層推進していく必要がある。

○ また、学校設置者等がバリアフリー化を推進していく上での課題として、**本協力者会議において**、主に以下のような意見があった。

- ・ 長寿命化改修の機会もとらえながらバリアフリー化を積極的に進めることが重要である。
- ・ バリアフリー法の移動等円滑化基準や現場の実態等も十分考慮した上で、今後、学校施設のバリアフリー化の目指すべき姿や標準的に備えるべき姿を議論し、学校施設バリアフリー化推進指針に反映していくことを検討する必要がある。
- ・ 屋内運動場が避難所になることが多く、校舎だけでなく、屋内運動場も、障害者等に配慮したトイレの設置などのバリアフリー化が必要である。
- ・ 洋式トイレでないと使用できない方もいることから、トイレの洋式化はバリアフリー化の視点からも重要となる。
- ・ 学校の特性や利用者の利便性を踏まえれば、各階に障害者等に配慮したトイレの設置が望ましい。
- ・ 既存の学校施設におけるエレベーターの設置を進めることが重要である。
- ・ 近年多発している水害からの避難を考えると上階への移動等が必要な場合があり、その際、全ての人が安全に移動できるよう、様々な障害の特性を踏まえたバリアフリー化が求められる。

⁹ 1階建ての校舎のみ保有する学校(総学校数の0.9%)を含む。

¹⁰ 1階建ての屋内運動場のみ保有する学校(総学校数の61.3%)を含む。

- 学校敷地内あるいは駐車場から建物までの経路に段差等が生じている学校もあり、建物内の各教室等までの経路はもとより建物外の経路の移動等円滑化も進めていくことが必要である。
- 既存のバリアフリー化の整備内容が、ニーズに的確に対応した仕様等になっているかの点検・検証が必要である。
- 文部科学省のエレベーターの整備に係る建築単価を実情に合わせることや改修の補助率の嵩上げが必要である。
- 公立学校施設のバリアフリー化を一層推進していく上でも、エレベーターの維持管理に係る費用負担の軽減が不可欠である。
- バリアフリー化を進める際の優先順位など、学校設置者が整備計画を策定する際に参考となる情報を提供する必要がある。
- 小規模な地方公共団体の教育委員会には技術職員が不在の場合があり、学校施設のバリアフリー化を一層推進していくためには、技術的なサポートが必要である。

第2章 学校施設におけるバリアフリー化推進の基本的な考え方と推進方策

1. 学校施設のバリアフリー化推進の基本的な考え方

- 学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場である。したがって、児童生徒等の健康と安全を十分に確保することはもちろん、快適で豊かな空間として整備することが必要である。また、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するとともに、地域の防災拠点としての役割を果たすことが重要である。

- また、「誰一人取り残さない（No one will be left behind.）」¹¹持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、互いを認め、支え合い、誰もが自信と誇りをもって社会に参画し、障害の有無や性別、国籍の違いなどに関わらず、人々がともに、安全・安心に生き生きと暮らしていくために、学びの基盤となる環境整備を力強く推進することが重要である。

- そのため、~~高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律~~（以下「バリアフリー法」という。）等の各種法令や学校を取り巻く様々な社会情勢等を踏まえた基礎的な条件整備として、新たに学校施設を整備する際には、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計することが必要である。また、既存施設においても、ユニバーサルデザインの考え方を念頭に、児童生徒等が安全かつ円滑に施設を利用する上で障壁となるものを取り除くための方策等について十分に検討し、必要に応じて段階的な整備を行うなど、計画的にバリアフリー化を推進することが重要である。

その際、様々な障害の特性にも考慮しつつ、校舎や屋内運動場など建物内部だけでなく、建物間や駐車場から建物までの経路等も含めて学校内の円滑な移動が確保できるようバリアフリー化を目指すことが重要である。

- こうした基本的な考え方に立ち、本協力者会議では、学校施設におけるバリアフリー化を図る際の計画・設計上の留意点について、以下の視点に基づき整理した。
 - ・ 児童生徒等が安全かつ円滑に利用できる施設を整備する観点から標準的に備えることが重要なもの
 - ・ より安全に、より便利に利用できるように備えることが望ましいもの
 - ・ 障害のある児童生徒等をはじめ、施設利用者の特性や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの

詳細は、第2部の学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案として示すこととする。

¹¹「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のスローガン。

2. 学校施設のバリアフリー化の推進に係る方策

(1) 国における方策

①バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定・周知と進捗状況の公表

- 国においては、バリアフリー法の改正を踏まえ、公立小中学校等を中心として、全国の学校施設におけるバリアフリー化の実態について、校舎と屋内運動場、校門等から建物に至る経路のそれぞれの実態を的確に把握するとともに、今後のより有効な支援施策につなげるよう、これまでの国のバリアフリー化施策の課題点を整理すること。

また、これら及び本報告第3部で示す整備目標案を踏まえ、公立小中学校等を中心として、国として、バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標期限となる令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を設定すること。整備目標の設定に当たっては、各学校設置者の実態を踏まえたものとなるよう配慮すること。

さらに、都道府県と連携して進捗状況について定期的にフォローアップし公表するなど、学校設置者の取組を促進すること。

②学校施設バリアフリー化推進指針及び学校施設整備指針の改訂

- 国においては、学校施設のバリアフリー化等を推進するための基本的な考え方や計画・設計上の留意点等についてとりまとめた「学校施設バリアフリー化推進指針」について、第2部で示す改訂案を踏まえ、速やかに改訂を行うことが必要である。
- また、学校施設バリアフリー化推進指針の改訂等を踏まえ、各学校施設整備指針の内容を見直す必要がある場合は、改めて、その内容について検討を行った上で改訂することが必要である。

③学校施設のバリアフリー化に関する支援の充実

- 国においては、基本的な教育条件の一つとして、どこの学校で学んでも安全で快適な環境で教育を受けることができるよう、学校施設の整備に関して、地方の財政力の格差や財政状況の変動にかかわらず、財源を安定的に保障することが必要である。
- このような観点から、国においては、バリアフリー化が一層加速していくように、財政支援について、以下のとおり、制度的な充実を図り、必要な予算の確保を図っていくことが求められる。
 - ・ バリアフリー法の改正を踏まえ、既存の学校施設のバリアフリー化のための補助制度について、補助率の嵩上げなど、具体的にバリアフリー化を促進するための制度的な対応を検討する。

- ・ 公立学校施設のエレベーターの整備に係る建築単価について、現場の実情を踏まえ、所要の経費を適切に反映したものに改定するなど、支援の充実を図る。
- ・ 公立学校施設のエレベーターの設置などバリアフリー化後に適切な維持管理が行えるよう、必要な地方財政措置を行う。
- ・ このほか、都道府県から市町村に対する財政支援などの仕組みが構築されるよう、好事例を収集し働きかけを行う。

④学校施設のバリアフリー化推進のための普及啓発や技術的支援

- 国においては、技術的知見の少ない地方公共団体においても、バリアフリー化に係る整備が行えるよう、学校設置者を対象とした研修会やセミナーの開催、バリアフリー化の好事例の横展開等を通じて、学校施設のバリアフリー化の普及啓発に取り組むことが必要である。また、学校施設のバリアフリー化に関する相談窓口を設置し周知を図るなど、都道府県と連携し学校設置者の取組を技術的に支援すること。さらに、建築の専門知識を有する職員が不在の教育委員会においても建築担当課と連携しつつ、学校施設のバリアフリー化が円滑に行えるよう、国土交通省の協力を得て取り組むことが必要である。
- 国においては、学校設置者が、教育振興基本計画や学校施設の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）等への今後の適時の反映も含めて、優先順位をつけながら、着実にバリアフリー化を進めるための計画を策定できるよう、好事例を収集し普及啓発を行うことが必要である。

⑤学校施設の周辺も含めた面的・一体的なバリアフリー化の推進

- バリアフリー法において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）又は移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成するよう努めるものとされている。
国においては、これらの移動等円滑化促進方針及び基本構想に基づき、学校施設にアプローチする通学路等も含めて、面的・一体的なバリアフリー化が推進されるよう、文部科学省と国土交通省とが連携し、積極的な普及啓発を行うとともに、必要な財政支援を行うことが必要である。

⑥学校における心のバリアフリーの推進

- 国においては、学校施設のバリアフリーだけでなく、「障害の社会モデル」を理解し、障害者を含むすべての人の相互理解を深めるなど、心のバリアフリーを推進することで、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー化が推進されるよう、引き続き地方

公共団体へ好事例の普及啓発を行うことが必要である¹²。

(2) 学校設置者等における方策

① バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定・周知と進捗状況の公表

- 学校設置者においては、改正法の趣旨や附帯決議等を踏まえ、とりわけ、公立小中学校等を中心に、所管する学校施設のバリアフリー化の実態について、配慮を要する児童生徒や教職員の在籍状況や将来的な動向、~~や~~避難所指定の状況等を含めて的確に把握することが必要である。その上で、それらの実態や、今後国が設定する整備目標も踏まえ、バリアフリー化に関する整備目標を設定することが必要である。

② 学校施設の計画的なバリアフリー化等

- 学校設置者においては、設定した整備目標を教育振興基本計画や個別施設計画等の中長期的な計画に今後適時に反映することも含めて、バリアフリー化に関する整備計画を策定・公表し、それに基づき、国の財政支援制度を積極的に活用するなどして、長寿命化改修の機会を活用することを含め、学校施設のバリアフリー化に関する整備を計画的に行うこと¹³。その際、新增改築時のバリアフリー基準の適合はもとより、既存施設のバリアフリー化に関する整備を着実に行うことが必要である。

また、バリアフリー化された施設においても、日常の点検・補修や定期的な維持修繕を適切に行うとともに、施設のバリアフリー化等が利用者の特性やニーズに的確に対応した仕様等になっているか、必要に応じて、その状況を点検すること。

同時に、学校設置者においては、バリアフリー化された学校施設等を活用しつつ、心のバリアフリーの推進にも努めることが必要である。

③ 都道府県におけるバリアフリー化推進のための支援

- 都道府県の教育委員会(以下、本項目において「都道府県」という。)においては、広域人事など市町村(特別区及び組合を含む。以下、本項目において同じ。)間の調整や小規模市町村に対する支援を行うなど、市町村の自主性を尊重しつつ、都道府県全体としての教育の質の保証・向上に責任を~~負~~っていく果たしていくことが求められている。そのような中、先進的な取組を行う都道府県では、域内のバリアフリー化を一層推進するため、以下のような方策を積極的に講じている。

都道府県の教育委員会においては、これらの方策を参考にしつつ、域内市町村も含めた学校施設のバリアフリー化が加速していくよう方策を講じる必要がある。また、都道府県の私立学校主管部局においても同様に、所管する私立学校施設のバリ

¹² 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月ユニバーサルデザイン関係閣僚会議)においても、心のバリアフリーに必要なことの一つとして「障害の社会モデル」を理解することが挙げられている。

¹³ 策定した整備計画を実効性の高いものとするためには、学校施設のバリアフリー化を、個別施設計画策定時の実態把握のための評価項目に位置付けることや、学校評価における評価項目、指標として設定することも考えられる。

アフリー化の推進が図られるよう、普及啓発に努めることが必要である。

(域内市町村のバリアフリー化を推進するために都道府県が独自に講じている方策)

- ・ 条例¹⁴で学校施設のバリアフリー化を義務化
- ・ 域内市町村の財政負担を軽減するために、都道府県独自の財政支援の仕組みを構築
- ・ 域内市町村の教育長等からバリアフリー化の対応方針をヒアリングするなど、市町村の取組を積極的に促進
- ・ 域内市町村の担当者を集めた研修会を開催しバリアフリー化の技術面の課題をフォロー

¹⁴ バリアフリー法第14条第3項に基づく委任条例によるもの。

第2部 学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案

- 第1部までの議論及び現行の学校施設バリアフリー化推進指針を踏まえつつ、学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案（変更箇所を明示したもの）を以下のとおり提示する。

~~○「はじめに」において、バリアフリー化及びインクルーシブ教育システムの構築の視点などの社会的な背景等について記載する。~~

~~（協力者会議報告の「はじめに」の一部を指針の「はじめに」にも転記することを想定）~~

はじめに ~~（骨子）~~

- 近年では、障害の有無や性別、国籍の違い等に関わらず、共に育つことを基本理念として、物理的・心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくことが求められており、学校においても、障害等の有無に関わらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していく必要がある。
- バリアフリー化を進めていく上で押さえるべき重要な社会的動向として、これまでに「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの関連法の整備が進められるとともに、「障害者の権利に関する条約」が批准されたことに伴い、国・地方公共団体等や事業者による合理的配慮を提供することや、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、**障害のある児童生徒等の教育環境を充実特別支援教育を進展**させていくことが求められている状況にある。また、令和2年5月、バリアフリー法**及び同法施行令**の一部改正により、**一定規模以上の新築等を行う場合に**バリアフリー基準の適合義務の対象となる特別特定建築物として、公立の小中学校等が新たに位置付けられた。既存の当該建築物についても同基準の適合の努力義務が課せられることとなることから、学校施設のバリアフリー化をより一層推進していく必要性が高まっている。
- このような状況を踏まえ、「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」において、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等の推進方策等について検討がなされ、学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案を含めた報告書が取りまとめられた。
- 今後、各学校設置者においては、本指針を活用し、既存施設を含めて所管する学校施設のバリアフリー化を着実かつ迅速に推進していくことを強く期待する。

【本指針を活用するに当たっての留意事項】

○本指針の位置付け

本指針は、学校施設のバリアフリー化を推進していく観点から、学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方及び学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意事項を示したものである。

地方公共団体等の学校設置者は、学校施設のバリアフリー化を図るため、関係法令等（※）の規定に基づくことはもとより、本指針及び後述する学校施設整備指針の関係留意事項に十分配慮すること。

※ バリアフリー法高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律並びに地方公共団体が制定しているバリアフリー条例及び福祉のまちづくり条例等に基づく関連基準を指す。関連として、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（国土交通省作成）への適合・整合もあわせて検討する。

○本指針の適用範囲

本指針は、学校施設を新築、増築、改築する場合に限らず、既存施設を改修する場合も含め、学校施設を計画及び設計する際の留意事項を示したものである。

○本指針の表現

本指針の第2章においては、おおむね次のような考え方で記述している。

「～重要である。」：児童生徒等が安全かつ円滑に利用できる施設を整備する観点から標準的に備えることが重要なもの

「～望ましい。」：より安全に、より便利に利用できるように備えることが望ましいもの

「～有効である。」：障害のある児童生徒等をはじめ、施設利用者の特性や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの

○学校施設整備指針との関係性

「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。

学校施設整備指針においては、特別支援学級関係室や、通級による指導のための関係室をはじめ、特別の支援を必要とする児童のための指導上必要なその他の空間など、特別支援教育の推進のための学校施設の計画・設計上の留意事項を詳細に記載するとともに、多様な障害の特性に応じた詳細な留意事項についても記載している。

このため、学校施設のバリアフリー化を図る際には、学校施設バリアフリー化推進指針と併せ、学校施設整備指針の記載についても参照すること。

第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

1 学校施設のバリアフリー化等の視点

学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場である。したがって、児童生徒等の健康と安全を十分に確保することはもちろん、快適で豊かな空間として整備することが必要である。また、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するとともに、地域の防災拠点としての役割を果たすことが求められている重要である。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、互いを認め、支え合い、誰もが自信と誇りをもって社会に参画し、障害の有無や、性別、国籍の違いなどに関わらず、人々がともに、安全・安心に生き生きと暮らしていくために、その基盤となる学びの環境整備を力強く推進することが重要である。

これまでに「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの関連法の整備が進められるとともに、「障害者の権利に関する条約」が批准されたことに伴い、国・地方公共団体等や事業者による合理的配慮を提供することや、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、障害のある児童生徒等の教育環境を充実させることが求められている。さらに、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導を受ける児童生徒の数が増加傾向にあること等を踏まえ、バリアフリー法及び同法施行令が改正され、一定規模以上の新築等を行う場合にバリアフリー基準の適合義務の対象となる特別特定建築物に、公立の小中学校等が新たに位置付けられるとともに、既存の当該建築物についても同基準適合の努力義務が課せられることから、学校施設のバリアフリー化をより一層推進していくことが重要である。

また、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なものである。特別な支援を要する児童生徒にとっては、各種情報のやりとりを行うに際し有用であることはもとより、ICTの活用が将来の社会参画を促進し、生涯にわたって生活の質を大きく向上させることを考慮することが重要である。そのため、学校施設のバリアフリー化を推進すると同時に、特別支援教育におけるICTの活用を推進することが重要である。

したがって、このような状況を踏まえ、各種法令や学校を取り巻く様々な社会情勢等を踏まえた基礎的な条件整備として、新たに学校施設を整備する際には、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計するよう努めることが重要である。一方また、既存施設においてもは、ユニバーサルデザインの考え方を念頭に、児童生徒等が安全かつ円滑に施設を利用する上で障壁となるものを取り除くための方策等について十分に検討し、必要に応じて段階的な整備を行うなど、計画的にバリアフリー化を推進することが重要である。

その際、様々な障害の特性も考慮しつつ、校舎や屋内運動場などの建物内部はもとより、建物間や駐車場から建物までの経路等も含めて学校内の円滑な移動が確保できるようバリアフリー化を目指すことが重要である。

(1) 障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮

障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うため、一人一人の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた指導・支援の実施を考慮した施設環境を計画することが重要であり、障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、学校施設において児童生徒の障害の状態や特性等を踏まえつつ、個々のニーズに応じた対策を実施することが重要必要である。また、災害時において児童生徒等が安全に避難することができるよう、適切な避難経路を確保することが重要である。

なお、障害のある児童生徒に配慮した対策は、児童生徒のみならず、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が施設を安全かつ円滑に利用するための対策としても重要有効である。

(2) 学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮

「障害の社会モデル」を理解し、障害者を含むすべての人の相互理解を深めるなど、心のバリアフリーを推進することは重要である。同時に、バリアフリー化された学校施設は、その利用を通じ、児童生徒に対して多様な他者への障害者に対する理解を深める学習効果が期待できるものであり、関連する教科等において具体的に活用することも有効が重要である。

インクルーシブ教育システムの構築に資するため、学校施設の整備においては、小学校、中学校、及び特別支援学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携を含め、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、各々の教育的ニーズに応じ、交流及び共同学習を、高齢者などとの交流活動が安全かつ円滑に実施できる施設となるように、障害のある児童生徒や高齢者が安全かつ円滑に利用できる計画とすることが重要必要である。また、教育的な意義の観点から、障害者や高齢者などとの交流活動を安全かつ円滑に実施できるように配慮することも重要である。

(3) 運営面でのサポート体制等との連携を考慮

障害のある児童生徒等に対しては、施設のバリアフリー化のみならず、教材・教具の工夫やはもちろん、安全かつ円滑に教室への出入りや便所等の利用ができる教室の使用を提供するなど、ハード面での配慮に加え、施設のをより利用しやすくなる運営・管理、人的支援等のソフト面との連携などについて考慮することが重要必要である。また、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等をはじめ、学習面だけでなく生活面においても個々の状況に応じ、人的サポートが必要となる場合があるため、学校施設の整備においては、これらのサポート体制と連携した計画とすることが重要必要である。

(4) 地域住民の学校教育への参加と生涯学習の場としての利用を考慮

学校施設は、学校・家庭・地域の連携・協働に基づく生涯学習の基盤であり、「社会に開かれた教育課程」の実現や地域とともにある学校づくりを進めていくため、保護者、地

域住民等が学校運営に参画し、様々な学校の教育活動を支援する取組も行われることから、学校の教育活動への地域の人材を受け入れるなど、様々な人々が学校教育への参加や地域住民が生涯学習の場として利用することを考慮した計画とすることが重要必要である。

(5) 災害時の応急避難場所となることを考慮

学校施設は、地震等の災害発生時には地域住民の地域の避難所応急的な避難場所としての役割も果たすことから、あらかじめ学校設置者と防災担当部局との間で、運営方法を含めたお互いの役割を明確にしながら、避難所として必要となる機能について、地域の高齢者や障害者等も含めた様々な人々が利用すること地域住民が利用することを考慮した計画とすることが必要であり、災害時の利用も考慮し、校舎のみならず、屋内運動場なども含めた学校全体のバリアフリー化を図ることが重要である。また、良好な避難生活など求められる防災機能を発揮できる学校施設として計画していくことが重要である。

2 既存学校施設のバリアフリー化の推進

学校施設のバリアフリー化を一層推進していくためには、既存学校施設のバリアフリー化を積極的に推進することが重要必要である。

(1) 関係者の参画と理解・合意の形成

既存学校施設のバリアフリー化を計画的に推進するためには、当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画やバリアフリー化整備計画等の上位計画との整合を図りつつ、学校、家庭・地域、行政（教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局）等の参画により、幅広く関係者の理解・合意を得ながら、既存学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を策定することが重要である。その際、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することが有効である。

(2) バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定

地方公共団体等の学校設置者は、これまで述べた学校施設のバリアフリー化等に関する基本的な考え方を踏まえ、第2章で述べる計画・設計上の留意事項を参考として、既存学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を早急に策定し、計画的にバリアフリー化を推進していくことが重要である。

既存学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を策定するには、まず、所管する学校施設のバリアフリー化の現状に加え、配慮を要する児童生徒や教職員の在籍状況、避難所の指定状況等を調査し、施設利用者障害のある児童生徒等の安全かつ円滑な利用に対する障壁を的確に把握するとともに、域内全体としての実態を総合的に整理する。その後、これらの障壁を取り除くための整備方法を検討するとともに、必要となる経費を試算するなど全体の事業量を把握する。さらに、将来動向の推計も含めた障害のある児童生徒の在籍

状況等を踏まえ、重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化した上で、各学校施設のバリアフリー化に関する整備目標を設定し、設定した整備目標を教育振興基本計画や個別施設計画等の中長期的な計画に今後適時に反映することも含めて、所管する学校施設に係る合理的な整備計画を策定することが重要である。

なお、バリアフリー化に関する整備計画の策定に際しては、人的対応等の運営面でのサポート体制と連携して、段階的な整備目標を設定することも有効である。

(3) 計画的なバリアフリー化に関する整備の実施

設置者は、所管する学校施設に係る整備計画に基づき、計画的に学校施設のバリアフリー化に関する整備を実施することが重要である。

なお具体的には、障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校施設を利用するために障壁を取り除くという観点からは、円滑に利用できる便所の整備、校内を円滑に移動するための通路の確保スロープやエレベーター等の設置が重要である。さらに加えて、個々の障害の状態や特性等に応じた適切な整備を実施する必要があることを考慮して、バリアフリー化に関する整備を実施することが重要である。

また、建物部位や単位空間のバリアフリー化といった部分的な整備にとどまることなく、建築物全体の安全かつ円滑な移動、利用しやすさ等を念頭において計画・設計を行うことが重要であり、学校施設の長寿命化改修の機会を活用することを含めて、バリアフリー基準に適合するよう整備することが望ましい。耐震化や防犯対策に係る整備等と併せてバリアフリー化に関する整備を実施するとともに、迅速に段階的整備を進める観点から、小修繕や既製品を用いる等により対応することも有効である。

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

1 計画・設計上の基本的留意事項

(1) 関係者の参画と理解・合意の形成

学校施設のバリアフリー化を推進するためには、施設整備に関する企画、基本設計、実施設計及び施工の各段階において、学校、家庭・地域、行政（教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局）等の参画による総合的な検討を行うことが重要である。その際、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することが有効である。

(2) 適切な整備目標の設定

学校施設のバリアフリー化に関する整備に際しては、個々の学校における施設利用者の特性、施設用途、立地環境、運営面でのサポート体制等に対応し、過度な整備とならないように重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化した上で、適切な整備目標を設定

することが重要である。整備目標の設定に当たっては、新たに整備する学校施設新築建物のみならず、既存学校施設建物においても多様な人々が安全かつ円滑に利用できるように、ユニバーサルデザイン¹⁵の観点から検討することが重要である。

また、なお、整備目標は必要に応じて整備目標を段階的に設定し、計画的に整備することも有効である。

(3) バリアフリー化等の事後点検の実施

学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持し、安全かつ円滑に利用するためには、日常の点検・補修や定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。

施設利用者からのニーズの進展や多様化に対し、改修整備等を柔軟かつ段階的に実施できるように計画することが重要である。また、事後点検を実施する組織を設置し、定期的に施設利用者と情報交換等を行い、施設のバリアフリー化等が利用者の特性やニーズに的確に対応した仕様等になっているか、その状況について点検しの状況について検証することは、バリアフリー化の進展のために有効重要である。

2 わかりやすく、円滑に建物に至ることができる配置計画

(1) 外部から建物に出入りしやすい建物配置

敷地境界及び駐車場等から明確で、できる限り段差のない建物配置とすることが重要である。

(2) 建物間の移動がしやすい建物配置

- ① 校舎間、校舎と屋内運動場間等の移動については、動線が短く、できる限り平面移動が可能な建物配置とすることが重要である。
- ② 児童生徒数の将来動向を的確に検討、把握し、長期的な視野に立った建物配置とすることが重要である。

(3) 安全で移動しやすい敷地内通路

- ① 敷地境界及び駐車場から建物の出入口までの通路、建物間の通路等の敷地内通路は、歩行者と車の動線を分離した計画とし、安全かつ円滑に利用できるものとするのが重要である。
- ② 敷地内通路は、できる限り段差を設けず、表面は滑りにくい仕上げとすることが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切な幅員及び勾配のスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。
- ③ スロープや階段を設ける場合は、安全で使いやすいように、その手前に存在を認識

¹⁵ ユニバーサルデザイン：あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

できる措置を講じるとともに、適切な幅員及び勾配とし、勾配、手すりの設置等に配慮することが重要である。 なお、階段の上端に隣接する部分には点状ブロック等を敷設することが望ましい。

④ 津波等災害時の緊急避難場所への避難路は、車いすの利用者等の利用も踏まえ、スロープとすることが望ましい。 この場合に、周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配のスロープとすることが望ましい。

⑤ 階段やスロープの登り口に、車いすの利用者などによる滞留が生じないように、十分な面積の上り口を確保することが望ましい。

⑥④ 通路やスロープを横断する排水溝等の蓋は、通路面との段差をなくし、蓋のスリット等は杖や車いすのキャスタ等が落ちないように配慮することが重要である。

⑦⑤ 視覚障害者が敷地境界から受付やインターホン等の案内設備まで安全に到達できるように、音声・点字等による案内の設置又は視覚障害者誘導用ブロックの敷設等の配慮をすることが重要である。

⑧⑥ 階段、スロープ等は、認識しやすいように他の部分と色相や明度、彩度の差を大きくしたり、材質を使い分けるなどの配慮をすることが望ましい。

(4) 建物から円滑に移動できる屋外運動場

建物の出入口から屋外運動場へ至る通路には、できる限り段差を設けないように計画することが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切な幅員及び勾配のスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。

(5) 利用しやすい駐車場

① 建物の出入口に到達しやすい安全な位置に、十分なスペースを持つ車いす利用者等の利用する駐車場を確保することが望ましい。

② 車いす利用者等の利用する駐車場には、わかりやすい表示をすることが望ましい。

3 わかりやすく、快適に動きやすい平面計画

(1) どこにでも円滑に移動できる平面計画

① 同一階においては、できる限り段差を設けず、平面移動が可能な計画とすることが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。

② 障害のある児童生徒等が利用する教室等が複数階にわたる場合には、エレベーター等の昇降設備を設置することが重要である。

(2) 動線が簡明な平面計画

① 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに利用することに配慮して、児童生徒の利用スペースを集約して計画したり、可能な限り遠回りとならない動線を設定

する等、動線が簡明な平面計画とすることが重要である。

- ② 児童生徒等が、まとまりのある活動空間を通り抜けることなく、それぞれの必要に応じ円滑に移動することができるように明確な動線を設定することが重要である。

(3) 認知・把握がしやすい明確な空間構成

建物内での自分の位置を認知・把握しやすくするとともに、教職員が児童生徒の行動を見通せるように、明確な空間構成とすることが重要である。

(4) 安全で移動しやすい避難経路の確保

- ① 災害時の避難経路は、できる限り段差のない経路を確保するとともに、明確な動線とし、屋外又は一時待機スペースまで可能な限り一人で^も避難できるように配慮した計画とすることが重要である。なお、一時待機スペースから屋外までの避難及び一人で避難することが困難な児童生徒等の避難については、運営面でのサポート体制と連携し、安全かつ円滑に実施できるように配慮した計画とすることが重要である。
- ② 多人数が同時に利用する施設を避難階以外の階に計画する場合は、複数の避難動線を設定する等、非常時の迅速な避難に配慮した計画とすることが重要である。
- ③ 避難経路は、児童生徒が日常的に利用している経路と同一になるように配慮することが望ましい。
- ④ 防火戸は、車いす使用者が通過できる仕様のものを設置することが望ましい。

(5) 誰にでもわかりやすい案内表示

- ① 案内表示は、建物の出入口やエレベーターホールなど、動線の要所に、利用者が認知しやすく、通行の支障にならない位置に設置し、日本^{産業工業}規格（J I S）の案内用図記号¹⁶を用いるなど、わかりやすいものとすることが重要である。
- ② 屋外運動場、屋内運動場、図書館等の学校開放や災害時の^{応急的な指定緊急}避難場所等として不特定多数の者が利用する施設は、外部から認識しやすい位置、大きさを施設名を表示することが有効である。
- ③ 視覚障害者の利用に配慮して、点字表示や案内・サインの拡大表示等を行うことが有効である。
- ④ 視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮して、避難口誘導灯は自動火災報知器と連動して誘導音、点滅機能及び非常文字表示装置等を設置することが有効である。

4 使いやすく、安全で快適な各室計画

(1) 利用しやすい教室等

- ① 柱や壁のコーナーの面取りを行うとともに、できる限り突起物、支障物をなくすなど、鋭利な凹凸のない空間とし、多様な行動に対し十分な安全性を確保することが重

¹⁶ 案内用図記号：日本^{産業工業}規格の JIS Z 8210（案内用図記号）により規定。

要である。

- ② 適正な吸音性能を持つ天井、壁材を採用することが重要である。特に、一定の静寂さを必要とする空間については、適度の遮音性を持つ仕様とすることが重要である。
- ③ 安全性、快適性に配慮して、適度に弾力性があり、柔らかな手触りや暖かみのある素材を採用することが有効である。
- ④ 障害のある児童生徒の学習方法に配慮して、教室内に教材・教具等が適切に配置できるスペースを確保したり、障害に応じた専用の学習空間、障害のある児童生徒が落ち着きを取り戻すことのできる小規模空間コーナー等を設置できるように計画することが有効である。また、運営面での対応と連携し、障害の特性に応じて、教室内の動線を確保したり、騒音や雑音、視覚的な刺激を避けるように計画することが有効である。-

(2) 移動しやすい屋内の通路

- ① 屋内の通路は、滑りにくい仕上げとし、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。また、できる限り段差を設けず、突起物、支障物をなくすなど、安全でわかりやすい動線となるように計画することが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。-
- ② 屋内通路は、安全かつ円滑に利用できる幅員を確保することが重要である。
- ③ スロープは、車いす使用者だけでなく、多様な人々が安全で使いやすいように、勾配、手すりの設置等に配慮することが重要である。
- ④ 床と壁の立ち上がりの境を視認しやすくするため、床と壁の仕上げは、色相や明度、彩度の差を大きくしたり、材質を使い分けるなどの配慮をすることが望ましい。
- ⑤ 車いす使用者に配慮して、必要に応じて通路の壁には車いすフットレストあたりを設置することが有効である。
- ⑥ 障害のある児童生徒等の利用に配慮して、必要に応じて滑りにくい材質の手すりを設置することが有効である。
- ⑦ 通路内に休憩できるスペースを設ける場合は、腰掛け等を設置するとともに、車いす使用者のスペースにも配慮することが有効である。

(3) 円滑に利用できる階段

- ① 階段は、安全かつ円滑に利用できる幅員及び勾配を確保するとともに、表面は滑りにくい仕上げとし、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。-
- ② 階段は、段の上端と下端を認識しやすくするため、色相や明度、彩度の差等に配慮することが重要である。
- ③ 主要な階段は、直階段又は折り返し階段とし、踏面及び蹴上げの寸法は一定とすることが重要である。
- ④ 階段には、踊り場等の空間を、非常時の避難や転倒時の危険防止等にも配慮しつつ計画することが重要である。

⑤④ 段鼻は、識別しやすく、つまずきにくいものとするのが重要である。

⑥ 階段の上端に隣接する部分には点状ブロック等を敷設することが望ましい。

⑦⑤ 手すりは、視覚障害者にとっては有効な誘導サインともなるため、設置位置などに留意し、連続して設置することが望ましい有効である。

⑧④ 視覚障害者の利用に配慮して、階段の手すりに階数を点字で表示することが有効である。

(4) 利用しやすいエレベーター

① エレベーターは、障害のある児童生徒等が利用しやすいように、主要な経路に隣接して設置し、案内表示を適切に設置することが重要である。

② エレベーターの間口、かごの形状・大きさ、操作盤の位置、手すり等は、障害のある児童生徒等の利用を配慮して設置することが重要である。

③ エレベーター乗降ロビーは、前面に車いす使用者が回転できるスペースを確保することが重要である。また、車いす使用者が直進でエレベーターに進入又は退出できるように設置することが望ましい。

④ 障害のある児童生徒等が、休憩時間内の教室移動の際などに円滑に移動できるよう、要所にエレベーターを設置することが望ましい。

⑤ エレベーターのかご及び昇降路の出入口の戸には、エレベーターのかごの中を見通すことができるガラス窓を設置することが望ましい。

⑥ 視覚障害者の利用に配慮して、エレベーター乗降ロビーの押しボタンやかご内の操作盤等に、点字等の表示を行うことが有効である。

⑦ 聴覚障害者の利用に配慮して、緊急時の応答、過負荷ブザー等の音声情報を視覚情報等でも表示することが有効である。

(5) 誰もが利用できる便所

① 洋式便器を採用するなど、生活様式や児童のニーズ等を踏まえた便所を計画することが重要である。また、障害のある児童生徒、教職員及び学校開放時又は避難所開設時の高齢者、障害者等の要配慮者の利用を踏まえた便所を計画することが重要である。

②④ 便所は、障害のある児童生徒等の利用に配慮した計画とし、車いす使用者用便房¹⁷を設置することが重要である。この際、車いす使用者用便房は男女共用とすることが望ましい。

③② 車いす使用者用便房を設置する便所については、便所及び便房の出入口並びに通路について、車いす使用者の通行が可能な幅員を確保することが重要である。

④ 高齢者、障害者用の便器、手すり等の設備を設置した便房、オストメイト対応の水洗器具を、一般の便所内あるいは適切な位置に確保することが重要である。

⑤④ 床面は滑りにくい仕上げとし、便所及び便房の出入口並びに通路は段差をなくす

¹⁷ 車いす使用者用便房：車いす使用者が円滑に利用することができるように、腰掛便座、手すり等が適切に配置され、十分な空間が確保されている便房。

とともに、出入口に戸を設ける場合には円滑に利用できる仕様とすることが重要である。

⑥④ 小便器の一個以上は、床置き又は壁掛式低リップ¹⁸とし、手すりを設置することが重要である。

⑦⑤ 障害のある児童生徒等が休憩時間内の教室移動の際などには教室を移動しながら利用することを考慮し、各階に車いす使用者用便房を設置することが望ましい。とりわけ、新築・改築時や、長寿命化改修等の大規模な改修時の機会を活用して、各階に車いす使用者用便房を設置することが重要である。

⑧⑥ 車いす使用者用便房、オストメイト対応の水洗器具、オムツ交換シート等の設置などを組み合わせて多機能便房¹⁹とする場合については、多機能便房以外の便所と一体的又はその出入口の近くなど、適切な位置に設置するとともに、車いす使用者の利用に支障が生じないように、整備する箇所に配慮することが望ましい。

⑨⑦ 車いす使用者用便房や多機能便房には、緊急通報ボタンを設置することが重要である望ましい。

⑩⑧ 洗面台の一個以上は、座位でも容易に使用できる高さ、使いやすい水栓の設置、車いすでひざ下が入るスペースの確保等の措置を講じることが望ましい。

⑪⑨ 視覚障害者の利用に配慮して、洗浄ボタン、ペーパーホルダー等の機器の配置について、日本産業規格（JIS）²⁰を踏まえ、を統一することが望ましい有効である。

⑫⑩ 視覚障害者の利用に配慮して、案内板等に便所の位置及び男女の別を点字等により表示することが有効である。

⑬⑪ 視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮して、便房の戸に使用中か否かの表示装置を設置するなど、わかりやすいものとすることが有効である。

⑭ 聴覚障害者の利用に配慮して、緊急時であることを知らせるための光警報装置を設置することが有効である。

（6） 出入りしやすい教室等の出入口

① 出入口は、車いす使用者の通過を妨げるような段差を設けず、通過可能な幅を確保するなど、安全かつ円滑に利用できるように配慮することが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ等を設置することが重要である。また、出入口の幅は、非常時の児童生徒等の避難や、学校開放時の高齢者、障害者の利用等も考慮し、必要かつ十分な幅を確保した上で、扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。特に、敷居部分は、通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式、仕様等とすることが重要である。

② 出入口の戸は、開閉しやすい形式のものを設置することが重要であり、る。引戸と

¹⁸ 壁掛式低リップ：前方に張り出した受け部（リップ部）が床置きと同様に低く設計されている小便器。

¹⁹ 多機能便房：障害のある児童生徒、高齢者、身体障害者に限らず、乳幼児を伴う者等の多様な人々が可能な限り容易に利用できるように、腰掛便座、手すり、オストメイト用の汚物流しや水栓、オムツ交換シート等を設置し、車いすの回転や介助者の同伴等多様な動作が可能な空間が確保されている便房。

²⁰ 日本産業規格のJIS S 0026（公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）

することが望ましい。この際、危険な隙間への挟まれ防止に配慮した形式とすることが重要である。また、開き戸を設ける場合も、開閉時の安全性に配慮した形式とすることが重要である。

- ③ 車いす使用者が戸の開閉や出入りを行うために必要なスペースを確保することが望ましい。
- ④ 出入口の戸のガラス等は、衝突時の事故防止等に配慮することが望ましい。
- ⑤ 視覚障害者の利用に配慮して、点字や浮き彫り文字により表示を行うことが有効である。

(7) 建物に出入りしやすい昇降口、玄関

- ① 建物に出入りしやすいよう、分かりやすい位置に、昇降口、玄関及び受付の配置を計画することが重要である。また、運営面でのサポート等の観点から、職員室や事務室等の配置にも考慮して計画することが重要である。
- ② 昇降口、玄関は、床面を滑りにくい仕上げとし、車いす使用者の通過を妨げるような段差を設けず、**必要かつ十分な通過可能な**幅を確保するなど、安全かつ円滑に通過できるように配慮することが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。
- ③ 出入口の前後には、車いす使用者が方向転換できるスペースを確保することが重要である。
- ④ 昇降口、玄関の戸は、開閉しやすい形式のものを設置することが重要である。また、必要に応じて、自動ドアを設置することが望ましい。
- ⑤ 昇降口、玄関の戸のガラス等は、衝突時の事故防止等に配慮することが望ましい。
- ⑥ 受付の位置は、高齢者、**身体**障害者等に対する情報提供やサポート等の運営体制を考慮して計画することが有効である。
- ⑦ 出入口付近に受付カウンターやインターホン等の案内設備を設置することが望ましい。この場合、視覚障害者誘導用ブロックや音声により案内設備への誘導を行うことが有効である。
- ⑧ 視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮して、建物や施設の情報案内を点字、音声、文字等により適切に表示することが**望ましい有効である**。
- ⑨ 車での送迎が必要な児童生徒等の利用に配慮して、車寄せには屋根を設置することが有効である。

(8) 操作がわかりやすい建築設備

- ① 建築設備は、操作しやすく、わかりやすいものとすることが重要である。
- ② スイッチ、コンセント、手洗い場等の設備は、**大きなものを**使いやすい位置に配置することが重要である。**スイッチは大型で操作が容易なボタン形式のものとするとともに、スイッチと壁の色の色相や明度、彩度の差を確保したものとすることが望ましい。**

- ③ 放送、音響設備は、聴き取りやすいように配慮することが重要である。また、聴覚障害者に配慮して、放送、音響設備とともに文字情報を提示する電光表示板等を設置することが有効である。
- ④ 施設利用者の特性や施設用途、立地環境等を考慮し、聴覚障害者の利用に配慮して 移動式又は固定式磁気誘導システムループ²¹等を設置することが有効である。

(9) 利用しやすい家具

- ① 黒板、机、いす、各種棚等の家具は、利用者の体格に配慮して設置することが重要である。
- ② 高さ等の調整が可能な机、いす、黒板等を設置することが望ましい。
- ③ 視覚障害者が楽な姿勢で読み書きを行うことができる傾斜調整が可能な机や、点字機器や教材拡大機器等を使用できる広い机面の机など、障害の特性に配慮した家具を配置することが有効である。

(10) 適切な照明設備

施設利用者の特性、施設用途、立地環境、照明の用途等を考慮して、見やすくまぶしさのない良質な光の得られる照明器具を選定するとともに、適切な照度、照明器具の位置等を計画することが重要である。

(11) 明確な色彩計画

色彩計画は、その組合せ等により、エリア表示、誘導方向表示、サインなどと代替可能であるため、色相や明度、彩度の差に配慮するとともに、視覚面や心理面での効果等を十分に検討して、空間認知がしやすく、円滑に移動できるよう各部の色彩計画を行う計画することが重要である。

²¹ 磁気誘導システム (ヒアリングループ) 磁気ループ : 音声を磁気に変え、その磁気を補聴器や受信機が受けて音声として聞くことができるようにするシステム。 教室やホールの床下などに電線をループ状に敷設し、アンプ等を通して音声信号の電流を流すことにより磁場を形成するとともに、~~そして補聴器の誘導コイル (テレホンコイル) でその磁気を受信し音声信号として聞きとる固定式のシステムや、持ち運びができ必要な箇所に磁気ループをつくる移動式のシステムがある~~である。~~騒音に強く、電線が敷設されたループの中では、話し手との距離に左右されずに、どこにいても安定した状態で音声信号を聞くことができる。~~

第3部 学校施設のバリアフリー化に関する整備目標案

- 第1部第2章2(1)①において言及した、学校施設のバリアフリー化に関する整備目標案を以下のとおり提示する。 **(以下、第3部全体が新規)**

1. 整備目標案の検討の前提

- バリアフリー法の改正により、公立の小中学校等がバリアフリー基準適合義務の対象となるとともに、既存の当該建築物についてもバリアフリー基準適合の努力義務が課せられることを踏まえ、改正法の附帯決議には、以下のとおり、整備目標に関する言及がなされたところである。

バリアフリー法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和2年4月3日 衆議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一から三 略

四 公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。（後略）

バリアフリー法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和2年5月12日 参議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一から四 略

五 公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。（後略）

- これを踏まえ、本協力者会議では、公立の小中学校等を対象とし、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化に関する整備目標案を提示し、整備の促進を図る。
- また、公立の小中学校等は、日常的には児童生徒が学習・生活する場であり、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物ではないものの、特別支援学級の設置が約8割で行われるなど、障害のある児童生徒の利用が定常的

に想定される状況となったこと、約9割が避難所に指定²²されており、バリアフリー化されることで、災害時の高齢者、障害者等の安全・安心の確保にもつながること等から、今般の改正により新たにバリアフリー基準の義務付けの対象に追加されたものである。

- このため、従前からバリアフリー基準の適合義務が生じていた他の特別特定建築物と同様の整備目標を設定することは困難であり、学校施設の特性及び令和2年度に実施した「公立小中学校施設のバリアフリー化の状況調査」の結果等を踏まえ、学校設置者の実態に配慮した整備目標案を検討する。

2. 整備目標案の設定の考え方等

(1) 将来的に目指す姿

- 学校施設の特性等を踏まえ、学校施設のバリアフリー化の姿として、将来的に目指す姿は以下のとおりとする。

○ 公立の小中学校等について、原則全ての学校施設において、車椅子利用者用トイレ、スロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化がなされ、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されていることを目指す。

(2) 令和7年度末の整備目標案

- (1) で示す将来的な姿を目指しつつ、バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標期限となる令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標案を、以下のとおり示す。

(整備目標設定の考え方)

- 公立小中学校等について、緊急かつ集中的にバリアフリー化を図る対象として、以下の視点を踏まえ、重点化を図る。
 - ・学校における円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員の在籍状況
 - ・災害時における避難所の指定状況(災害対策基本法に基づく指定避難所以外の「避難所」を含む)
- 新增改築時はもとより、長寿命化改修等の大規模改修時の機会を活用し、バリアフリー基準への適合を促すとともに、迅速な対応を求める観点から、学校の実情等に応じ、バリアフリー設備の部分的な整備も促進する。

²² 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく「避難所」を含む(文部科学省調査、令和2年5月1日現在)。

- なお、現時点で円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍していない場合等においても、将来的な動向等を踏まえ、柔軟かつ適切な対応を促進する。

(具体的な整備目標)

対象		令和2年度 (現状)	令和7年度末までの目標案
車椅子使用者用 トイレ	校舎	65.0%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ⇒約 95% (総学校数に対する整備率)
	屋内運動場	36.8%	
スロープ 等による 段差解消	門から建物 の前まで	校舎	全ての学校に整備する ²³ ⇒原則 100% (総学校数に対する整備率)
		屋内運動場	
	昇降口・玄関等 から教室等まで	校舎	
		屋内運動場	
エレベーター ²⁴	校舎	27.1%	要配慮児童生徒等 ²⁵ が在籍する全ての学校に整備する ⇒約 40% (総学校数に対する整備率)
	屋内運動場	66.0%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ⇒約 75% (総学校数に対する整備率)

(3) 個別の目標設定の考え方

(2) で示した整備目標案について、個別の目標設定の考え方を以下に示す。

①車椅子使用者用トイレ

- 災害時に避難所となる施設において、車椅子使用者用トイレは、良好な避難生活を送る上で重要な機能であることから、避難所に指定されている学校における整備率を原則 100%とすることを目標案とする。
- 避難所の指定状況は、校舎が総学校数の 80.4%、屋内運動場が総学校数の 94.9%の状況であるが、校舎は日常的に児童生徒が学習・生活する場であることを考慮し、校舎についても、屋内運動場と同様の割合の学校において、車椅子使用者用トイレを原則 100%整備することを目標案とする (総学校数に対する整備率：校舎、屋内運動場ともに約 95%)。

²³ 小修繕や既製品による対応を含む。

²⁴ エレベーター整備数には、1階建ての校舎、屋内運動場を含む。

²⁵ 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒及び教職員を指す。

②スロープ等による段差解消

- スロープ等による段差の解消は、円滑な移動等を行う上で欠かせないものであり、全ての学校において備えるべき基本的な機能と位置付け、全ての学校を対象とし、整備率を原則 100%とすることを目標案とする。
- この際、迅速かつ段階的な整備を図る観点から、小修繕や既製品による対応も含め、段差の解消を積極的に促進することとする。

③エレベーター

- エレベーターの整備については、エレベーターを必要とする児童生徒や教職員が在籍していない学校ではほとんど使用されない一方で、メンテナンス等の維持管理コストが大きく発生すること等の課題も指摘されており、財政事情等を踏まえても、全ての学校において直ちに整備することが困難な実態がある。
- 他方、円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員（要配慮児童生徒等）が在籍している学校においては、人的サポートがなければ、日常的な上下階の移動を円滑に行うことが困難な状況にあり、施設面での対応を急ぐ必要性があると考えられることから、現に要配慮児童生徒等が在籍している学校から、エレベーターを段階的・優先的に整備していくことは合理的と言える。
- このため、校舎、屋内運動場ともに、要配慮児童生徒等が在籍している学校において、エレベーターを原則 100%整備することを目標案とする（総学校数に対する整備率：校舎約 40%、屋内運動場約 75%）。
なお、現時点で円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍していない場合等においても、配慮が必要な児童生徒の入学等の見込みがある場合は、柔軟かつ適切に対応していくことが重要である。